

広島大学理学部・理学研究科石原留学生奨学金取扱要領

平成27年8月7日

理学研究科長 決裁

- 第1 この要領は、石原舜三氏から受けた寄附金を原資として支給する広島大学理学部・理学研究科石原留学生奨学金（以下「奨学金」という。）の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2 この奨学金は、広島大学理学部地球惑星システム学科または広島大学大学院理学研究科地球惑星システム学専攻に所属する留学生の支援を目的とする。
- 2 奨学金は、授業料、宿舍費及び研究費に充当するものとする。
- 第3 奨学金の交付を受けることができる者は、開発途上国・地域（中国を除く）からの留学生とする。
- 第4 奨学金の交付を受ける者は、広島大学理学部地球惑星システム学科または広島大学大学院理学研究科地球惑星システム学専攻が推薦し、理学研究科長が決定するものとする。
- 第5 奨学金の額は、原則として奨学金を交付する年度の前年度に石原舜三氏から受けた寄附金額を上限とする。
- 第6 奨学金に関する事務は、理学研究科支援室において処理する。
- 第7 この要領に定めるもののほか、奨学金の取扱いに関し必要な事項は、理学研究科長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成27年8月7日から施行する。
- 2 この要領は、寄附金が存続する間、その効力を有する。